

# 訪問介護 重要事項説明書

当事業所は契約者（利用者）に対して訪問介護、第一号訪問事業（介護予防訪問相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」、もしくは第一号訪問事業「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 孫の手
主たる事務所の所在地	〒379-2304 太田市大原町156-3
代表者（職名・氏名）	代表取締役 浦野幸子
設立年月日	平成13年2月28日
電話番号	0277-46-7010

## 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパー孫の手
サービスの種類、 事業所番号	訪問介護 1071200750 第一号訪問事業 1071200750
事業所の所在地	〒379-2312 みどり市笠懸町久宮164-2
電話番号	0277-47-8311
指定年月日	平成27年1月1日指定
管理者の氏名	木村 幸江
通常の事業の実施地域	訪問介護 みどり市、桐生市、太田市 第一号訪問事業 みどり市
第三者評価の実施	無

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴・排せつや食事等の介助・調理・洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など ※ 実施できるのは利用者に対してのみです。預貯金の引き出しや預け入れは行いません。

#### 5. 営業日時

営業日	全日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤専従1人、常勤兼務1人、非常勤兼務2人
ヘルパー2級	常勤専従1人、非常勤専従1人、非常勤兼務2人

#### 7. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	木村 幸江（管理者と兼務）
--------------	---------------

#### 8. 利用料

サービスを利用した場合の「利用料」は次の表のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた額です。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、基本利用料の2倍の額となります。基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定

める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。  
 なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(1) 訪問介護の利用料

【基本料金】

サービスの内容		利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
1回あたりの所要時間				
身体介護 中心型	20分未満（夜間・早朝・深夜の身体介護に限る。）	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387円	774円	1161円
	1時間以上1時間30分未満	579円	1158円	1737円
	1時間30分以上 30分増すごとに加算	82円加算	164円加算	246円加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合 ・20分以上 ・45分以上 ・70分以上	・65円加算 ・130円加算 ・195円加算	・130円加算 ・260円加算 ・390円加算	・195円加算 ・390円加算 ・585円加算	
生活援助 中心型	20分以上45分未満	179円	358円	537円
	45分以上	220円	440円	660円

(2) 第一号訪問事業の利用料（事業対象者、要支援1～2の方）

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
訪問型サービスⅠ （1月につき）	週1回程度の訪問型サービス （事業対象者・要支援1・2）	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ （1月につき）	週2回程度の訪問型サービス （事業対象者・要支援1・2）	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ （1月につき）	週2回を超える程度の訪問型サービス （事業対象者・要支援2）	3,727円	7,454円	11,181円

**【加算】 ※ 訪問介護・第一号訪問事業共通**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額 利用者負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に サービスを提供した場合(1回につき)	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～ 8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供 する場合	上記基本部分の50%
訪問介護処遇改善加算Ⅱ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算 の合計の22.4%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

**【減算】 ※ 訪問介護・第一号訪問事業共通**

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在す る建物に居住する一定数以上の利用者に対してサー ビス提供する場合	上記基本部分の90%

(3) 訪問介護における看取り期の対応の評価

看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期に関して、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所定の単位数算定をさせていただきます。

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合には以下の交通費をいただきます。

※この費用の対象となる場合には、事前に文書で説明した上で同意をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から	1kmにつき20円
--------------------	-----------

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ① 利用予定日前に、利用者の都合により訪問介護サービスの利用を中止または変更することが出来ます。この場合には実施日の前日までに事業者に出してください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの適用が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(6) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	100円

(7) 利用料のお支払方法（契約書第6条参照）

利用した月の翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座より引き落としとなります。ただし、手続き完了までの事務処理が間に合わない場合は、一時的に現金での集金となる場合があります。

**9. 衛生管理等**

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように下記に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

**10. サービスの利用にあたっての留意事項**

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員がサービスを提供します。担当制ではありません。

(2) サービス実施時の留意事項

- ① 利用者は訪問介護計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調などの理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合には、事業所は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

**11. 緊急時における対応方法**

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

**12. 非常災害対策**

従業員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。

### 1 3. 事故発生対応について

- (1) 事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して取った処置について記録し、保管します。
- (3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。  
なお、当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。  
保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- (4) 事業所は、訪問介護及び第一号訪問事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとします。

### 1 4. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0277-47-8311 ヘルパー孫の手 管理者 木村 幸江
---------	--

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県健康福祉部介護高齢課	電話番号 027-226-2562
	みどり市保健福祉部介護高齢課	電話番号 0277-76-0974
	桐生市保健福祉部健康長寿課	電話番号 0277-46-1111
	太田市健康医療部介護サービス課	電話番号 0276-47-1856
	群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険部	電話番号 027-290-1323

### 1 5. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとします。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 虐待防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

### 1 6. 身体拘束などの原則禁止

- (1) 事業所は、訪問介護サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し身体拘束の内容、理由、期間等に付いて説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

## 17. 業務継続計画の策定など

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画について見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 18. 地域との連携等

(1) 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

(2) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護及び第一号訪問事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護及び第一号訪問事業の提供を行うよう努めるものとします。

## 19. 個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 当事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとします。

(3) 従業員であった者に、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に含めるものとします。

## 20. 研修の機会の確保

(1) 事業所は、従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとします。

① 採用時研修 採用後6か月以内

② 継続研修 年1回

## 21. その他、運営に関する重要事項

(1) 事業所は、訪問介護及び第一号訪問事業に関する諸記録を整備し、その完結日から5年間は保存するものとします。

(2) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(3) このほか、運営に関する重要事項は、株式会社 孫の手と事業所の管理者との協議により定めるものとします。

◀ 説明・同意・受理の証 ▶

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明し、同意を受け交付しました。

事業者 名称 株式会社 孫の手  
所在地 〒379-2304 群馬県太田市大原町 156-3  
代表取締役 浦野 幸子

事業所 名称 ヘルパー孫の手  
所在地 〒379-2312 群馬県みどり市笠懸町久宮 164-2  
管理者 木村 幸江

説明者 \_\_\_\_\_

上記の重要事項に関して説明を受け、同意し受理しました。

令和            年            月            日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)